平成２１年（フ）第７３７号
盛岡市南仙北３丁目12番58号　阿部アパート201号
債務者　猿舘　秀博
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６１号
盛岡市大館町16番１号
債務者　高松トクエ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６２号
盛岡市大館町16番１号
債務者　高松　敏也
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口60番地99　ハイツ正洋101号
債務者　内山真知子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１０号
盛岡市玉山区下田字陣場56番地53
債務者　田中　益明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４０号
岩手県北上市村崎野17地割136番地12　スプリングハイツ101号
債務者　三浦　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４１号
盛岡市前九年２丁目１番６号、住民票上の住所盛岡市三ツ割３丁目10番９号
債務者　武藏　節郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８６号
千葉県野田市柳沢52番地の11　ＯＡＫＳ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ　ＥＡＳＴ204号
債務者　石橋　伸亮
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１７号
新潟県阿賀野市下条町12番８号
債務者　坂井　　等
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６７号
新潟県村上市府屋655番地106
債務者　板垣美香子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７２号
新潟県新発田市住吉町１丁目２番７号
債務者　出塚源太郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２０５号
岐阜県安八郡安八町東結577番地の４
債務者　大谷　豊昭
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪322番地
債務者　松本　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
岐阜県大垣市波須１丁目135番地１　リバーサイド水都205号
債務者　遠藤　恒子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
岐阜県大垣市八島町７番地６　エバーハイム88　205号
債務者　森川千栄子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1425番地
債務者　大島　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
静岡県裾野市御宿879番地の３
債務者　髙村　美加
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係